



鳥取県公報

令和6年6月25日（火）
第9607号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定の解除（413）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定の解除予定（414）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定予定（415）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	県営土地改良事業の工事の完了（416）（東部農林事務所）・・・・・・・・ 3
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（30）・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	自衛官の募集（危機対策・情報課）・・・・・・・・・・ 3
	クロスボウの取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・ 4
	警備業務に係る検定合格者審査の実施（〃）・・・・・・・・・・ 4
◇ 調達公告	落札者の決定（米子工業高等学校）・・・・・・・・・・ 6

告 示

鳥取県告示第413号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和6年6月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市賀露町字西浜1757の1205（次の図に示す部分に限る。）、1757の1221
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
空港施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第414号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年6月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡八頭町落岩字三山口718の8、719の5
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第415号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年6月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市青谷町八葉寺字大門 55、61（次の図に示す部分に限る。）、字大竹山 916 の 1、922
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第416号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和6年6月25日

鳥取県東部農林事務所長 鈴 木 仁

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農地中間管理機構関連農地整備事業 船岡地区 区画整理	令和6年6月7日

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第30号**

令和6年第9回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年6月25日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

- 1 日時 令和6年6月28日（金） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 選挙人名簿登録者総数について
 - (2) その他

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

令和6年6月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生
陸上要員（男女）、海上要員（男女）及び航空要員（男女）
- 2 募集期間
令和6年6月17日（月）から同年7月19日（金）まで
- 3 試験種目
筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文）、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定
- 4 試験期日及び試験場
 - (1) 筆記試験及び適性検査（WEB試験方式）
令和6年7月21日（日）から同月23日（火）までの任意の1日
 - (2) 口述試験及び身体検査
令和6年7月29日（月）
陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）
- 5 合格発表予定日
試験実施日に示す日
- 6 採用予定時期
採用予定通知書で通知する。
- 7 応募資格

採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しない者であること。

8 問合せ先

- (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
- (2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等
 - 本部（0857-23-2251）
 - 鳥取募集案内所（0857-26-4019）
 - 倉吉地域事務所（0858-47-3250）
 - 米子地域事務所（0859-33-2440）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3の2第1項の規定によりクロスボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和6年6月25日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 講習の種別及び受講対象者

初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとするものを対象とする。

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		令和6年7月17日 午前10時00分から 午後3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第27会議室	鳥取県内の各警察署の管内に 居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 4時間30分
- (2) 講習課目
 - ア クロスボウの所持に関する法令
 - イ クロスボウの使用、保管等の取扱い

4 考査

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 6,900円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和6年6月25日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

- 1 審査に係る警備業務の種別及び級
 - (1) 空港保安警備業務 1級及び2級
 - (2) 施設警備業務 1級及び2級
 - (3) 交通誘導警備業務 1級及び2級
 - (4) 貴重品運搬警備業務 1級及び2級
- 2 実施日時
令和6年10月1日(火) 午前9時から正午まで
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室
- 4 審査の方法
審査に係る種別及び級の警備業務に関する知識及び能力について学科試験及び実技試験により判定する。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 5 審査の対象者
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。
 - (1) 空港保安警備業務(1級)
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項に規定する検定(以下「旧検定」という。)の空港保安警備業務に係る1級に合格した者
 - (2) 施設警備業務(1級)
旧検定の常駐警備業務に係る1級に合格した者
 - (3) 交通誘導警備業務(1級)
旧検定の交通誘導警備業務に係る1級に合格した者
 - (4) 貴重品運搬警備業務(1級)
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級に合格した者
 - (5) 空港保安警備業務(2級)
旧検定の空港保安警備業務に係る1級又は2級に合格した者
 - (6) 施設警備業務(2級)
旧検定の常駐警備業務に係る1級又は2級に合格した者
 - (7) 交通誘導警備業務(2級)
旧検定の交通誘導警備業務に係る1級又は2級に合格した者
 - (8) 貴重品運搬警備業務(2級)
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- 6 審査申請の受付期間
令和6年8月26日(月)から同月30日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 7 審査申請書の提出先
次の警察署に提出すること(持参以外の方法による審査申請書の提出は、認めない。)
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 8 審査申請書の提出部数等
審査申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメ

- ートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 1葉
- (2) 旧規則第8条の規定により交付された合格証(以下「旧合格証」という。)の写し
 - (3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、県内に住所を有すること又は警備員として県内の営業所に属することを疎明する書面
- 9 審査手数料及び納付方法
- (1) 審査手数料 4,700円
 - (2) 納付方法
(1)に記載する金額を7の(1)又は(2)の警察署において納付すること。
- 10 その他
- (1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。
 - (2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110(代))にすること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年6月25日

鳥取県立米子工業高等学校長 松 川 明 義

- 1 調達件名及び数量 鳥取県立米子工業高等学校NC制御室パソコン等賃貸借 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 令和6年4月18日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ソルコム鳥取支店
鳥取市岩吉166-2
- 5 落札金額 30,266,280円
- 6 入札公告日 令和6年3月8日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立米子工業高等学校
及び所在地 米子市博労町四丁目220